

MIRACLE System Savior for ODA 使用権許諾書

MIRACLE System Savior for ODA（「本製品」）を使用する前に、本書をお読みください。本書には、お客様の法的権利及び義務に関する重要な情報が記載されています。本製品に含まれるソフトウェアの全部又は一部を実行した時点で、お客様は以下の条件に同意を頂いたことになり、本条件を遵守しなければなりません。本条件にご同意いただけない場合は、本製品を使用しないでください。

サブスクリプション使用条件

サイバートラスト株式会社（「CTJ」）は、以下の条件に基づき本製品を使用する権利をお客様に許諾します。

第1条 定義

- (1) 本製品は、各メディアに収録されている数多くのソフトウェアコンポーネント（「コンポーネント」）により構成される編集著作物です。本ソフトウェアには、ソースコード、オブジェクトコード、画像、ストラクチャー、構成、関連資料、その他附属物を含みますが、これらに限定されません。
- (2) 「ドキュメンテーション」とは、MIRACLE System Savior サポート利用ガイドを指します。
- (3) 「お客様」とは、本製品の使用権を許諾された個人又は法人を指します。
- (4) 「サブスクリプション」とは「使用権」及び「サポート」により構成されます。
- (5) 「GNU-GPL」とは、GNU General Public License, Version 2, June 1991 もしくは、GNU General Public License, Version 3, 29 June 2007, Copyright © 1989, 1991,2007 Free Software Foundation, Inc. 59 Temple Place - Suite 330, Boston, MA 02111-1307, USA を指します。詳細については、<http://www.gnu.org/copyleft/gpl.html>をご覧ください。

第2条 制限事項

各コンポーネントは、個別に著作権によって保護されており、各コンポーネントに収録されている個別の許諾条件に基づいて使用することができます。コンポーネントの多くは、GNU-GPLに基づいて、ソースコード形式及びバイナリコード形式での複製、改変、再配布が許諾されています。お客様は、各コンポーネントに適用される個別の許諾条件に同意いただいた場合に限り各コンポーネントを使用でき、かつ、個々の使用条件の範囲でのみ使用ができます。本使用許諾条件は、各コンポーネントの許諾条件に基づくお客様の権利を制限するものではなく、また、各コンポーネントの許諾条件に優先する権利を許諾するものではありません。

第3条 権利

- (1) 本製品は CTJ が権利を保有し、著作権法及びその他の法令により保護されています。
- (2) お客様は、本製品 1 ライセンスにつき、Oracle Database Appliance 1 システムのシステムバックアップのために本製品を使用する権利を有します。
- (3) お客様は、メディアバックアップのためにのみ、本製品を一部複製することができます。上記以外で、CTJ の許可なく本製品を複製することはできません。

第4条 商標

「MIRACLE LINUX」、「ミラクル・リナックス」、「Asianux」及び「アジアナックス」は、CTJ が権利を有する商標です。その他の商標は各社の商標です。お客様は、CTJ の事前の書面による許可なく、CTJ の商標又はロゴ（「MIRACLE LINUX」、「ミラクル・リナックス」、「Asianux」及び「アジアナックス」を含む）を使用することはできません。

第5条 契約期間及び解約

- (1) 別段の定めがない限り本契約によるサブスクリプション契約期間は注文書のサポート契約年数に基づく期間とします。
- (2) 本契約が終了した場合、お客様は直ちに本件プログラム及びその複製品を抹消もしくは処分してその旨 CTJ に通知するものとします。

第6条 保証及び制限

- (1) CTJは、本製品が引き渡された時点から90日、物理的な不具合のある本製品を交換又は修理の方法により保証いたします。
- (2) CTJは、サブスクリプション契約期間中、本製品がドキュメンテーションに記載される主要な機能を発揮することを保証します。但し、本製品が当該機能を発揮しない場合において、商業的に合理的な方法・コストでは本製品を補正することができないとCTJが判断したときには、CTJは本製品の使用許諾を終了し、本製品についてお客様から受領済みの料金を返還するものとします。
- (3) CTJは、本製品がドキュメンテーションに記載された以外の組み合わせで作動すること、本製品がエラーや中断なく稼働すること、及びエラーの全てを是正することを保証しません。法律の許す範囲で、前項の保証が唯一のものであり、商品性、特定目的への適合性についての保

- 証や条件を含め、前項以外の明示的あるいは默示的な保証や条件は一切ないものとします。
- (4) 前項にかかわらず本製品に第三者の知的財産権の侵害が確認されお客様が本製品を使用することができなくなった場合、お客様が本製品のサポート購入者であるときに限り、CTJはお客様にかわって当該第三者の使用許諾を受けるか、知的財産権を侵害しないように本製品を補正するか、又は本製品と同等の製品に交換するよう、商業的に合理的な方法・コストの範囲内において最善の努力を尽します。但し、この保証については、本条第2項但書を準用します。
- (5) 本製品は予告なく、仕様を変更することがあります。仕様変更された本製品を提供する義務をCTJは負いません。

第7条 責任の制限

- (1) CTJは、本製品の使用又は使用不能に起因するお客様に生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。
- (2) 前項にかかわらず、CTJに賠償責任があると裁判所が認めた場合であっても、本書に基づくCTJのお客様に対する損害賠償責任は、契約責任によるもの、不法行為責任によるものであるを問わず、本製品について支払われた金額を上限とします。
- (3) データのバックアップを確保する責任はお客様にあるものとし、本製品に起因するデータ喪失についてCTJは一切の責任を負わないものとします。

第8条 反社会的勢力の排除

1. CTJは、お客様が次の各号に該当した場合には、なんらの通知、催告も要さず直ちに本契約および本契約に関連する契約を解除することができるものとします。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動・政治活動等標ぼうゴロ、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）であるとき、または、反社会的勢力であったとき、その他それに準じた合理的事由が認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (5) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (6) お客様の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (7) 自らまたは第三者を利用して、CTJに対して暴力的または威迫的行為、もしくは風説を流布し、偽計または威力を用いてCTJの名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為等を行ったとき
- (8) 自らまたは第三者を利用して、CTJの業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をしたとき
2. 前条の規定により本契約および本契約に関連する契約を解除した場合には、お客様に損害が生じてもCTJは何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除によりCTJに損害が生じたときは、お客様はその損害を賠償するものとします。

第9条 その他

- (1) お客様は、外国為替及び外国貿易管理法並びに技術輸出に関する日本及び関係国の全ての関連法規を遵守するものとします。
- (2) 本契約により生ずる一切の紛争について、東京地方裁判所のみを専属的に第一審の管轄裁判所とします。
- (3) お客様は、CTJが、お客様による本製品の使用状況を監査する権利を有することに同意します。
- (4) 本使用許諾条件は、お客様の注文書又はその他の注文に関する資料の条件に優先します。
- (5) CTJ又はCTJ正規代理店とお客様の間で、本製品の使用権許諾に関する契約が別途契約されている場合には、本契約は適用されません。

MIRACLE LINUX、ミラクル・リナックスの名称は、サイバートラスト株式会社の登録商標です。

Asianuxは、サイバートラスト株式会社の日本における登録商標です。

「Linux」は、Linus Torvalds氏の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

その他、記載されている会社名およびロゴ、製品名などは該当する会社の登録商標または商標です。